平成30年第17回弘前市教育委員会会議録

日時 平成30年12月3日(月) 午後1時 場所 岩木庁舎2階会議室3

◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期決定
- 5 臨時代理の報告

報告第8号 臨時代理の報告について

(平成30年度教育費補正予算案に対する意見申出について)

報告第9号 臨時代理の報告について

(弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案の市長への送付について)

報告第10号 臨時代理の報告について (平成31年度教育費予算案に対する意見申出について)

6 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

1番 吉田 健教育長、3番 村谷 要 委員、5番 前田 幸子 委員 ◇欠席委員

2番 高木 恵美子 委員、4番 澤田 美彦 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 野呂 忠久、理事兼学校教育推進監 奈良岡 淳、 教育政策課長 菅野 昌子、学校づくり推進課長 三上 善仁、 学務健康課長 中田 和人、学校指導課長 木村 文宣、 教育センター所長 三上 文章、生涯学習課長 戸沢 春次、 博物館長及び高岡の森弘前藩歴史館長 加藤 裕敏、文化財課長 成田 正彦

◇出席事務局職員

教育政策課長補佐 福士 智広、教育政策課総務係長 鳴海 貴幸

午後1時 開会

○教育長(吉田 健) ただいまの出席者数は3名で定足数に達しておりますので、平成30年第17回弘前市教育委員会会議を開会いたします。

会議録署名者に3番村谷要委員と5番前田幸子委員を指名いたします。

会期は本日1日といたしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長(吉田 健) ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

本日の案件は、報告が3件となっておりますが、報告第10号は、平成31年度予算案の策定過程における案件であることから、本案の報告については、弘前市教育委員会会議規則第12条第1項ただし書きの規定に基づき、これを公開しないこととしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- ○教育長(吉田 健) ご異議ないものと認め、報告第10号は非公開で審議することといたします。なお、非公開とした議案及び関係資料は、会議終了後に回収しますので、お持ち帰りしないようお願いします。
- 報告第8号について
- ○教育長(吉田 健) それでは、報告第8号 臨時代理の報告について、事務局から 説明をお願いいたします。
- ○教育政策課長(成田正彦) 報告第8号 平成30年度教育費補正予算案に対する意見申出に係る臨時代理の報告についてご説明します。本件は、地方教育行政法の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき平成30年第4回弘前市議会定例会に提出する、平成30年度教育費補正予算案に対する意見を市長に申出することについてその事務に急を要したため、臨時代理したものであります。

補正予算は債務負担行為の設定であります。この債務負担行為の設定は、地方自治 法の規定により将来に渡る債務を負担する行為をするためには、予算で債務負担とし て定めておかなければならないと規定されているものであります。内容は旧伊藤家住 宅等指定管理料及び瑞楽園指定管理料について、平成31年度から平成35年度まで の歳出を可能とするよう設定するものであります。

- ○教育長(吉田 健) ただいまの説明に対してご質疑等ございますか。 (「なし」の声あり)
- ○教育長(吉田 健) それでは報告第8号を承認することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
- ○教育長(吉田 健) ご異議ないものと認めます。よって、報告第8号は承認されました。
- ・報告第9号について

- ○教育長(吉田 健) 次に、報告第9号 臨時代理の報告について、事務局から説明 をお願いいたします。
- ○教育政策課長(菅野昌子) 報告第9号に臨時代理の報告についてご説明します。本報告は、青森県職員の給与改定に準じ教育関係職員の給料月額を改定するため、弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案を市長に送付することについて、その事務処理に急を要したことから弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき教育長が臨時代理したもので、同条第3条の規定により、教育委員会に報告するものであります。

改正の内容につきましては、本条例の規定の適用を受ける教育委員会事務局の教育職の職員、具体的には、教育委員会理事兼学校教育推進監、学校指導課長、教育センター所長、学校指導課長補佐、学務健康課管理主事、指導主事及び幼児ことばの指導員に適用する給料表を改正するものです。

この条例は公布の日から適用するもので、改正後の規定は、平成30年4月1日に 遡って適用するものです。また、すでに支給された給与は改正後の規定による内払と みなし、改正する差額を支給することとなります。

- ○教育長(吉田 健) ただいまの説明に対してご質疑等ございますか。
- ○5番(前田幸子委員) 確認となります。平成18年の弘前市条例第42号となっていますが、今年が平成30年なので長い期間が空いていますが、この改定のサイクルというのは決まっているものなのかについて、もう一つ2級と3級の7,700円と7,500円の200円の差額の根拠についてお知らせいただければと思います。
- ○教育政策課長(菅野昌子) 一つ目の質問についてですが、当初の条例が制定されましたのが平成18年ということですが、改定については県などの人事院勧告に基づき行われますので、直近では昨年行われており、毎年であったり、間が空いたりすることもあります。
- ○教育政策課総務係長(鳴海貴幸) 二つ目の質問についてですが、県で定めていることですので確かなことでないかもしれませんが、加算の根拠については、それぞれの級の比較により算出しているものと思われます。
- ○教育部長(野呂忠久) 平成18年度の条例ということについてですが、新市合併に伴って平成18年に制定となっていますが、合併前の弘前市においても同様の条例はございまして、改定についても同様に行われておりました。
- ○教育長(吉田 健) 他にご質疑等ございませんか。 (「なし」の声あり)
- ○教育長(吉田 健) それでは報告第9号を承認することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
- ○教育長(吉田 健) ご異議ないものと認めます。よって、報告第9号は承認されました。
- 報告第10号について

- ○教育長(吉田 健) それでは、報告第10号の審議に入りますが、先ほど決定いたしましたとおり、審議は非公開といたします。
- ○教育長(吉田 健) それでは、報告第10号 臨時代理の報告について、事務局から 説明をお願いします。

(非公開で審議 - 原案どおり承認)

○教育長(吉田 健) 以上で、本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、平成30年第17回弘前市教育委員会会議を閉会いたします。

午後1時21分閉会

会議録作成者 弘前市教育委員会 教育政策課総務係長 鳴海 貴幸

弘前市教育委員会

教育長 吉田 健

署名者 村谷 要

署名者 前田 幸子